

## 譲渡対象者の要件について

I 譲渡を受ける場合は、下記1～4をすべて満たしている必要があります。

- 1 福移支所まで動物を引取りに来ることができる (※1)
- 2 18歳以上で同居家族全員が飼育に賛成している
- 3 譲渡誓約書の遵守事項を理解し、遵守できる
- 4 過去に当センターから譲渡を受けている場合、譲渡誓約書の遵守事項に違反していない

(※1) 譲渡ご希望の際には以下のものを必ずお持ちください。

- ① 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、住基カード等で、現住所・氏名・年齢を確認できるもの）
- ② ケージ（動物の全身が収まり、扉を閉めた状態で飛び出す隙間ができないもの。  
犬の場合は、首輪または胴輪とリードでも可）
- ③ 札幌市内で犬を飼育する方は、登録手数料 3,200 円

II 下記1～6に該当する場合、譲渡をお断りすることがあります。

- 1 過去に当センターから、動物の飼養等に関する指導等を受けたことがある場合
- 2 ペット不可の住宅に居住している場合
- 3 申請者と同居家族が全員65歳以上の場合。ただし、飼育が困難になった場合に代わって飼育してくれる方（引受人）がいる場合は除く (※2)
- 4 経済的な事情から、犬猫を適正に飼養することが困難であると判断できる場合
- 5 犬猫が繁殖するおそれがある場合  
(例：未避妊メス猫を飼育しており、未去勢オス猫の譲渡を希望する場合)
- 6 相応の理由なく、飼育している犬の登録及び狂犬病予防注射を実施していない場合

(※2) 引受人がいる場合、同意の有無を確認します。確認方法は、以下のいずれかです。いずれの確認もとれない場合、譲渡をお断りすることがあります。

- ① 譲渡時の同伴
- ② 職員からの電話連絡による確認
- ③ 引受人の公的身分証明書の写しを添えた同意書の提出

なお、引受人の方は、Iの要件を満たし（I-1を除く）、IIに該当していないことが必要です。